

**1. 延期理由**

規則第62条の5のただし書きにおいて、当該期間内に内部点検を行うことが困難な場合において、その旨を市町村長等に届出たときは、2年に限り、当該期間を延長することができる。

例示：開放中のタンクの工事期間が大幅に長くなり、タンク繰り等の問題により、開放予定であるタンクが開放できなくなった場合

**2. 屋外タンク貯蔵所内部定期点検延期願出**

屋外タンク貯蔵所内部定期点検延期願出については、貯蔵タンク1基毎に行うこと。

**3. 記載要領**

記載要領は、第2編（P68）を参照すること。

提出部数については、2部提出とすること。

**4. 添付図書**

- (1) 延期理由
- (2) タンクの配置図
- (3) タンク図面
- (4) 延長期間のタンクの安全性及び安全対策の検討